

「日本獣医生命科学大学ガバナンス・コード」に係る点検・適合状況について

項目	適合状況の 評価	実施状況R7.3.31時点
第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重		
1-1建学の精神 (1) 建学の精神・理念 (2) 建学の精神・理念に基づく人材像	適合している	学是を「敬謙相和」、到達目標を「愛と科学の聖業を培う」、そして教育理念を定めると共に、創立150周年に向けたミッション・ステートメントを定め、大学ホームページを始めとして、学生便覧や大学案内等を通じて学生や教職員、受験生等、本学に関係するステークホルダーにも公開し、明確なメッセージとして共有している。
1-2. 教育と研究の目的（私立大学の使命） (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて (3) 私立大学の社会的責任等	適合している	(1) 建学の精神・理念に基づく3つのポリシーを策定し、そのポリシーに則った卒業認定・学位授与、教育課程編成、及び入学者の受入を行っている。 (2) 中長期計画検討委員会にて中長期計画を策定している。また、自己評価委員会にてその取り組み状況を点検・評価している。 (3) 大学の運営基盤の強化を図りつつ、教育の質の向上と大学経営の透明性の確保と明朗化を図っている。また、ステークホルダーとの関係を考慮し、公共性・地域貢献等に配慮した法人・大学の経営を進めている。男女共同参画社会への対応等について、ダイバーシティ推進委員会を中心に、法人のしあわせキャリア支援センターと連携して、取組みを推進している。
第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)		
2-1. 理事会 (1) 理事会の役割	適合している	① 寄附行為により理事会の役割を明確に規定しており、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。 ② 寄附行為に理事会において議決する法人の重要事項を規定するほか、法人の重要事項を整理し、明確性をもって理事会運営を行っている。理事会で議決された事項は議事録として作成し、理事全員の承認を得て議事録署名人及び出席監事の署名・押印後に所定の場所に保管している。理事会で承認された事項は、各部署長宛に理事会速報として翌日に通知をしている。 ③ 理事会は、理事及び設置大学の学長等に対して適切に業務等の評価を行い、その評価を法人及び大学の業務改善に活かしている。 ④ 本法人では、法人内に設置する日本医科大学の学長を常務理事職に選任しており、法人全体を見据えながら、学長が校務を掌るに必要な権限を委ねている。本大学では、学長が大学院獣医生命科学部研究科長、獣医学部長、応用生命科学部部長、教務部長、学生部長、研究部長等を置き、担当事務を分担させ、管理体制を明確化している。 ⑤ 寄附行為の定めに従い、理事会を毎月1回(8月を除く)開催している。会議開催1週間前に各理事・監事宛に議案及び資料をデータ送信しており、審議に必要な時間も十分に確保し、審議事項の事前共有を図っている。 ⑥ 本年度において役員がその任務を怠り法人又は第三者に損害を与えた事例はない。 ⑦ 本年度において役員がその任務を怠り法人又は第三者に損害を与えた事例がないため、他の役員が連帯して責任を負った事例もない。 ⑧ 理事・監事の学校法人に対する責任が加重とならないために損害賠償責任の一部免除について寄附行為に規定しており、非業務執行理事等との間で責任限定契約を締結している。 ⑨ 寄附行為の定めに従い、理事会の議事に特別な利害関係を有する理事は議決に加わることができず、議長が必要に応じて該当理事に退席を要請している。
2-2. 理事 (1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 (2) 学内理事の役割 (3) 外部理事の役割 (4) 理事への研修機会の提供と充実	適合している	(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 ① 寄附行為の定めに従い、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ② 寄附行為の定めに従い、理事長を補佐する常務理事を置き、各々の役割、理事長の代理権限順位を明確にしており、法人の業務を的確かつ迅速に行っている。 ③ 理事長及び理事の解任について、寄附行為に明確に定めている。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のために忠実にその職務を実行している。 ⑤ 改正私立学校法の規定により、理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととしている。 ⑥ 本年度において、理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し、当該事実を理事長及び監事に報告した事例はない。 ⑦ 理事の競業及び利益相反取引については、毎年、各理事から申告をしてもらい、理事会において当該取引についての事実を公開して承認を得ている。 (2) 学内理事の役割 ① 学内理事は、その知識・経験・能力を活かして、大学の成長と経営安定のため適切な業務を遂行している。 ② 学内理事は、教育職員としての業務の執行に影響がでないように、理事の業務を適切に遂行している。 (3) 外部理事の役割 ① 現理事のうち、私立学校法第38条第5項に該当する外部理事を6名選任している。 ② 現理事には、他医療法人理事長、弁護士、他学校法人教員、企業の役員等を選任し、夫々の視点から活発な意見を述べ、理事としての業務を遂行している。 ③ 理事会開催の1週間前に、理事・監事全員に審議事項等を記載した開催通知及びその資料を通知している。 (4) 理事への研修機会の提供と充実 ① 理事懇談会において、理事の業務執行に必要な私学関係法令等の情報提供を行っているところ、更なる内容の充実を図る。 ② 改正私立学校法に係るWeb研修会等の情報を迅速に理事に通知し、可能な限り出席していただいている。
2-3. 監事 (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について (2) 監事の選任 (3) 監事監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備	適合している	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ① 本年度において、監事は適切に善管注意義務を負い、第三者に対して賠償責任義務を負った事例はない。 ② 監事は、毎月の定例理事会及び定例理事会前の理事懇談会並びに年3回の定例評議員会に出席しており、これらに加えて、本年度は6月に不正防止計画推進委員会、9月に病院長会議に出席している。 ③ 監事は、監事監査計画に基づき、随時、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査している。 ④ 本年度において、不正行為、法令違反等の重大な事実の発見による所轄庁への報告をした事例はない。 ⑤ 本年度において、監事が理事による違背行為等の可能性を認識又は確認した事例はない。 (2) 監事の選任 ① 寄附行為の定めに従い、理事会において選出した監事候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任している。 ② 寄附行為の定めに従い、3名の監事を選任している。 ③ 監事業務の継続性が保たれるよう、監事3名の就任時期をそれぞれに変え選任している。 (3) 監事監査基準 ① 学校法人日本医科大学監事監査規程を制定している。 ② 監事は、毎年度、監事監査計画を定め、理事会において報告事項として説明している。 ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告の上、これをホームページに公表している。 (4) 監事業務を支援するための体制整備 ① 三者が一堂に会する「三棟監査協議会」を年2回（5月及び1月）開催し、各監査機能が効率的・効果的に果たされ、法人全体としての監査機能の向上が図られるよう、それぞれの監査結果等について、情報交換・意見交換を行っている。 ② 監事が研鑽を重ね、あるいは広く意見・情報の交換を図るため、監査室を通して、外部の監査協会が主催する各種研究会等の情報を提供し、参加してもらうこととしている。参加しない場合も、大学監査協会から送付された研修資料を配付している。 ③ 理事会の開催事前・事後において、監事から審議事項に関する質問・説明聴取等の要請があった場合には、監査室が関係部署等への連絡調整を行うなどして適切に対応することとしている。 ④ 監事監査規程において、監査室は監事監査に関する事務を補助すると定められ、監事監査計画の策定、監査の実施、監査記録の作成、理事長等からの業務報告会の開催（年2回）等に係る事務補助、監事から求められた資料・情報の収集、監事監査対象部署との連絡調整等の支援を行っている。また、毎月2回（8月を除く。）、定例の監事監査室連絡会を開催し、監事監査業務に関する協議や、監査全般にわたる情報交換・意見交換を行っている。

「日本獣医生命科学大学ガバナンス・コード」に係る点検・適合状況について

項目	適合状況の評価	実施状況R7.3.31時点
2-4. 評議員会 (1) 諮問機関としての役割 (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	適合している	(1) 諮問機関としての役割 ① 予算・事業計画に関する諮問について評議し、答申している。 ② 事業に関する中期的な計画に関する諮問について評議し、答申している。 ③ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する諮問について評議し、答申している。 ④ 役員報酬に関する支給基準に関する諮問について評議し、答申している。本年度において当該諮問はない。 ⑤ 寄附行為の変更に関する諮問について評議し、答申している。本年度は、改正私立学校法に伴う寄附行為変更に関する諮問について評議し、答申している。 ⑥ 評議員会の諮問事項として、合併について、寄附行為で定めている。 ⑦ 評議員会の諮問事項として、目的たる事業の成功の不能による解散について、寄附行為で定めている。 ⑧ 本年度において当該事項に関する諮問はない。 ⑨ 評議員会の諮問事項として、その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項について、寄附行為で定めている。 (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 ① 評議員会開催時に、諮問事項ごとに審議の時間を設け、評議員は質問・意見等を述べ、評議している。 (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 ① 毎年、本法人の決算及び事業報告が評議員会に報告されており、その内容について、評議員は意見を述べている。 (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。 ① 理事会において選出した監事候補者に対して、評議員会の同意を得るための審議を実施している。理事会では、監事候補者の選出に当たり、監事としての資質及び専門性について十分に検討している。
2-5. 評議員 (1) 評議員の選任 (2) 評議員への研修機会の提供と充実	適合している	(1) 評議員の選任 ① 評議員の人数は、現理事数14名に対して現評議員数40名と、十分な人数を選任している。 ② 評議員となる者については、ガバナンスコードに記載のとおり選任している。 ③ 法人の業務、財産状況、役員の業務執行について、意見を述べ諮問等に答えるため、学内の職制評議員の他に、本法人が設置する大学を卒業した者のうちから理事会において選任した者、本法人の職員及び本法人が設置する大学の卒業生を除く者のうちから理事会において選任した学識経験者が評議員として在籍している。 ④ 評議員の選任方法は、寄附行為の定めに従い、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会で選任している。 (2) 評議員への研修機会の提供と充実 ① 寄附行為の定めに従い、評議員会の開催1週間前に、各評議員宛に議案及び資料を送付しており、諮問事項の事前共有を図っている。 ② 評議員に対する効果的な研修方法・内容を検討している。
第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)		
3-1. 学長 (1) 学長の責務(役割・職務範囲) (2) 学長補佐体制(獣医生命科学研究科長・学部長の役割)	適合している	(1) 学長の責務 日本獣医生命科学大学組織規則により、学長の役割を定めている。また、学長が自らのリーダーシップの下に戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するために大学戦略会議を設置している。学長方針としての単年度事業計画や中長期計画等について、学長は大学戦略会議や学部教授会等、各種会議体において定期的に報告している。 (2) 学長補佐体制 日本獣医生命科学大学組織規則において、令和5年3月1日より副学長を任命するとともに、大学院獣医生命科学研究科長、学部長(獣医学部長及び応用生命科学学部長)の役割を明確にしており、学長を補佐する体制を構築している。
3-2. 教授会 (1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	適合している	日本獣医生命科学大学教授会規則に則り、合同教授会並びに学部教授会においては8月以外の毎月及び必要に応じて臨時に開催し、学内における重要事項を審議している。
第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)		
4-1. 学生に対して (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	適合している	① 3つのポリシーを定め明確にしており、ホームページ、大学案内等で広く公表している。また、毎年度、自己点検評価を実施し、その結果を報告書に纏め、冊子体及びホームページで広く公表している。 ② 学生からのハラスメントの訴えに関しては聞き取りを行い、必要と判断されれば倫理委員会に上げ対処を検討するなど、毅然かつ厳正な姿勢で臨んでいる。発達障害等学修に困難を抱える学生に対しては、学生相談室が中心となり担任や保健センターとも情報共有し、当人と学長名での合意書を取り交わす形で、大学として組織的に支援を行っている。
4-2. 教職員等に対して (1) 教職協働 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント	適合している	(1) 教職協働 委員会等の会議体にて、委員として担当する事務職員を配置するとともに、事務職員によるIR(Institutional Research)業務専任担当者やアドミッション・オフィサー等を配置するなど組織的に教育研究活動の連携に取り組んでいる。 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント 【FD】FD委員会を設置し、年複数回の講習会を行い教育機能の高度化を検討するとともに、授業評価アンケートやティーチングポートフォリオ等を利用し教育改善に取り組んでいる。 【SD】「日本獣医生命科学大学SDに関する方針(方針・人材育成目標・年次計画)」に基づき全ての教職員に対し、計画的にSDを実施している。
4-3. 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価 (2) 社会貢献・地域連携	適合している	認証評価については、平成22年、平成28年—及び令和4年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、いずれも「適合」の認定を受けている。自己点検評価の結果を踏まえた改善改革の実施については、自己評価委員会により、毎年度、学長の諮問事項を含む自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成しており、その結果を学内全ての教職員と共有し、大学運営の改善・向上につなげる取組みを実施している。また、毎年度作成している自己点検評価書については、ダイジェスト版を作成し、大学ホームページから公表している。
4-4. 危機管理及び法令順守 (1) 危機管理のための体制整備 (2) 法令順守のための体制整備	適合している	(1) 危機管理 ① 平成25年策定の危機管理マニュアルの見直しを順次行っている。 ② 校舎入退棟のセキュリティシステムを拡張。 ③ 情報ネットワークでは、学外からのアクセスはファイアウォールを経由する設計となっている。 ④ 備蓄倉庫に所定の物品を保管している。 (2) 法令順守 ① 日本獣医生命科学大学倫理綱領に基づき組織的な法令順守に取り組んでいる。 ② 研究倫理については、規程等を整備するとともにその遵守について研究部、研究推進委員会を中心に取り組んでいる。 ③ 公益通報・相談窓口として学校法人日本医科大学監査室内 公益通報・相談窓口を設置し、本学研究推進課内に不正行為告発窓口を設置している(投書箱も設置)。
第5章 透明性の確保(情報公開)		
5-1. 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公表 (2) 自主的な情報公開 (3) 情報公開の工夫等	適合している	(1) 法令上の情報公表 学校教育法施行規則、私立学校法等の法令等に基づき、教育・研究に資する情報をホームページにて公開している。 (2) 自主的な情報公開 法令上で公開が求められていない情報についても、自主的かつ積極的にホームページや大学概要等の冊子にて公開している。 (3) 情報公開の工夫等 ① 私立学校法に基づき、各事務所に備え置く書類は、請求があれば閲覧に供している。 ② ホームページにて公表している。 ③ ホームページの他、大学案内等、大学広報誌も活用している。 ④ 専門用語はなるべく使用せず、使用する場合は注釈を付ける等の工夫をしている。